

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月3日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

京田辺市田辺ボケ谷における人身事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月30日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和7年2月12日に発生した京田辺市田辺ボケ谷に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

863, 961円

2 損害賠償の相手方

市外在住者

3 事故の概要

令和7年2月12日午後1時5分頃、京田辺市田辺ボケ谷地内の甘南備園リサイクル施設において、ごみを投入ホッパーに運ぶため、ホイールローダー車両を後進させたところ、停車していたダンプに接触し、乗車していた者に怪我を負わせたもの。